

令和7年2月28日

保護者 様

静岡県立浜松西高等学校
同中等部
校 長 持山 育央

新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ罹患に伴う
対応の変更について（依頼）

日頃から、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、これまで新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザに罹患した場合、学校 HP よりダウンロードした「経過報告書」を提出していただいていた。県からの通知、「5 類感染症への移行」に伴い、令和7年3月より「経過報告書」の提出を取りやめ、以下のように対応していただきますようお願い申し上げます。

記

1 発症時

- ① 医療機関を受診する。
- ② 新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザと診断されたら、きずなメールまたは学校へ電話連絡。発症日と症状をお知らせください。きずなメールの場合には「連絡内容」の欄に入力してください。

2 出席停止期間

- ① 自宅で休養。毎日、午前及び午後に検温する。
- ② 停止期間中は毎日きずなメールで連絡（翌日以降分は事前にまとめて入力可）。

3 出席停止期間後

- ① 停止期間を過ぎても、吸器症状等が残り欠席する場合は、きずなメールで連絡。

参考：【出席停止の期間】

○新型コロナウイルス感染症

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされているので発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指し、症状が軽快した日を0日として1日を経過する必要があります。

※無症状の感染者に対する期間は、検体を採取した日から5日を経過するまで

○季節性インフルエンザ

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とされているので発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間経過する必要があります。

担 当 高：大野 中：高橋
電話番号 053-454-4471